居宅介護支援サービス重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供しています。
この説明書はサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明しています。

1　事業者

（1）法人名　　特定非営利活動法人ネットワーク大府
（2）所在地　　大府市森岡町１－３０
（3）電話番号　　０５６２－４４－３７９６
（4）設立年月日　　平成11年9月1日(任意団体設立平成4年9月1日)

2　事業所の概要

（1）事業の種類　　居宅介護支援事業
（2）事業の目的　　居宅介護支援事業は，介護保険法に従い居宅介護サービス計画の作成を支援し，サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等の便宜を図ります。
（3）名　　称　　特定非営利活動法人ネットワーク大府
　　指定居宅介護支援事業所
（4）所在地　　大府市森岡町１－３０
（5）電話番号　　０５６２－４４－３７９６
　　ＦＡＸ　　０５６２－８５－４４４６
（6）管理者　　小山　敦子
（7）開設年月日　　平成12年2月29日
（8）通常の事業の実施地域　　大府市
（9）営業日　　月～土　ただし12月29日から1月3日までを除きます。
(10) 営業時間　　午前9時から午後6時まで（時間外は転送電話で対応します。）

3　職員体制

当事業所は介護支援サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職　　種	人　　数
管理者	１名（介護支援専門員兼務）
介護支援専門員	５名

介護支援専門員１人当たりの担当利用者数は介護保険法に則り、その範囲内とします。

4　居宅介護支援利用申し込みから介護サービス実施まで

（1）申し込み　　：電話又は直接事業所窓口へ
（2）課題分析　　：担当の介護支援専門員がご自宅へ伺います。ご契約者の身体状態を観察し、ご希望をお聞きします。
（3）介護サービス計画の作成　：ご契約者やご家族の希望を取り入れ、いつどのようなサービスを何回利用するか等を検討し、具体案を作成します。
（4）サービス担当者会議　　：介護サービス原案に基づいてサービス提供期間等の検討連絡調整をおこないます。
（5）介護サービス計画作成　　：サービス担当者会議の検討結果を踏まえて、正式な介護サービス計画を作成します。
（6）サービスの実施　　：介護サービス計画に基づいてサービスが実施されます。
（7）サービス提供記録の開示　：利用者の求めに応じ、サービス提供記録を開示します。

5　介護サービスを受けるにあたって

ご契約者にお渡しした「サービス利用票」と異なるサービスを受けた場合や被保者資格を喪失した場合には、必ず介護支援専門員にご連絡下さい。

6　居宅介護支援の利用料金

（1）利用料　　サービス利用料については、下表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、下記利用料（下記記載加算を必要時加える）をお支払い頂く必要はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

	要介護１・２	要介護３・４・５
居宅介護支援費（単位）	1086 単位	1411 単位
特定事業所加算Ⅱ（単位）	421 単位	421 単位
利用料	15386 円	18705 円

※居宅介護支援費は単位数に地域区分別担架（10.21 円）を乗じた額となります。

加算

加算名称	単位数	内容・回数など
初回加算	300 単位	新規に居宅サービス計画書を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分変更された場合
入院時連携加算Ⅰ	250 単位	入院の日のうちに医療機関の職員に必要な情報を提供した場合
入院時連携加算Ⅱ	200 単位	入院の日の翌日または翌々日に医療機関の職員に必要な情報を提供した場合
退院退所加算（1）イ 退院退所加算（1）ロ 退院退所加算（Ⅱ）イ 退院退所加算（Ⅱ）ロ 退院退所加算（Ⅲ）	450 単位 600 単位 600 単位 750 単位 900 単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合。 （Ⅰ）イ　連携１回（カンファレンス参加なし） （Ⅰ）ロ　連携２回（カンファレンス参加なし） （Ⅱ）イ　連携２回（カンファレンス参加あり） （Ⅱ）ロ　連携２回（カンファレンス参加あり） （Ⅲ）　　連携３回（カンファレンス参加あり）
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算	50 単位/月	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	医師が回復の見込みがないと診断し在宅で看取りをした利用者について、利用者又はその家族から下記内容の同意を得たうえで算定します。 ・ターミナル期に担当ケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること ・担当ケアマネジャーが状態変化やサービス変更の必要性を把握すること ・把握した心身の状況などを主治医などやケアプランに位置付けた居宅サービス事業所へ提供すること ・必要に応じて主治医等に病状に関する指示を受けること

（2）交通費　　通常のサービス提供地域にお住まいのご契約者は基本的に無料です。

（3）その他　　代行申請等を行う場合も無料です。

7　事故発生時・非常災害時・緊急時の対応

事故発生時・非常災害時・緊急時には適切な対応をし、管理者に速やかに連絡をします。障害等発生時には救急車の手配、主治医への連絡等を速やかに行い事後は、必要な行政へ報告書を提出します。

8　虐待防止について

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。

(2) 利用者の生命・身体の安全が害される可能性があると考えられる場合、及び利用者の財産が侵害される可能性があると考えられる場合、その他利用者の権利が侵害される可能性があると考えられる場合、事業者は「大府市高齢者虐待防止センター」に相談・連絡をして、適切な援助を求めることがあります。

9 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1)ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙のとおり説明します。

(2)利用者が病院等に入院する場合は、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院などへ伝えてください。

10 ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

11 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし

12 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るように対策を講じています。

(1) 感染症予防や感染症発生時の対応

・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(2) 非常災害対策

・非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。

・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

・防災訓練を定期的に行います。

13 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14　苦情の受付について

提供したサービスに関する苦情は、以下の窓口へ遠慮なくご連絡ください。

苦情受付窓口

居宅介護支援事業所　　管理者　　小山　敦子

受付時間　　２４時間

TEL　　0562－44－3796

大府市高齢障がい支援課　　受付時間平日（月曜日から金曜日）8:30～17:15

TEL　　0562－45－6289

知多北部広域連合　事業課給付係　　受付時間平日（月曜日から金曜日）8:30～17:15
TEL　　052－689－2263

愛知県国民健康保険団体連合会　介護福祉室
受付時間平日（月曜日から金曜日）9:00~17:00
TEL　　052－971－4165

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

特定非営利活動法人ネットワーク大府
指定居宅介護支援事業所

説明者　　氏　名

私は、本書面に基づき事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービス提供開始に同意いたします。

契約者　　住　所

氏　名

署名代行者　　住　所

氏　名